

# 請願一覽表

(令和7年第1回定例会)

【2月議会】

秋田県議会事務局

総 括 表

委員会名	継 続	新 規	小 計
総務企画委員会	0	0	0
福祉環境委員会	0	1	1
農林水産委員会	0	1	1
産業観光委員会	0	1	1
建設委員会	0	0	0
教育公安委員会	0	0	0
合 計	0	3	3



## 建設委員会

受理 番号	新規 継続	件 名	提 出 者	頁	備 考
		なし			

## 教育公安委員会

受理 番号	新規 継続	件 名	提 出 者	頁	備 考
		なし			



## 【現 況】

### 1 環境影響評価制度について

環境影響評価制度は、事業の実施に当たり、あらかじめ事業者自らが、事業を実施することによる環境への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民や地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていく制度であり、環境影響評価法（平成9年6月法律第81号。以下「法」という。）及び秋田県環境影響評価条例（平成12年7月秋田県条例第137号。以下「条例」という。）に基づき手続が進められている。

対象となる事業の種類は、風力発電所のほか、道路や鉄道、ダムなど、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業として、法で13種類、条例で18種類が定められている。

### 2 県内における洋上風力発電事業に係る環境影響評価の実施状況について

県内では、令和7年1月末までに、法で12事業、条例で1事業の環境影響評価の手続が行われており、地域特性などを踏まえて、騒音や景観、動物などの評価項目を選定して実施されている。

このうち、ハタハタについては、レッドリストへの掲載種や国内希少野生動植物種ではないため、一般的には環境影響評価を行う種にならないが、「県の魚」であることなどから、県では、全ての事業者に対して、動物の項目において重要な種として取り扱うよう求めており、これまでに全13事業者がそれに沿って手続を進めている。

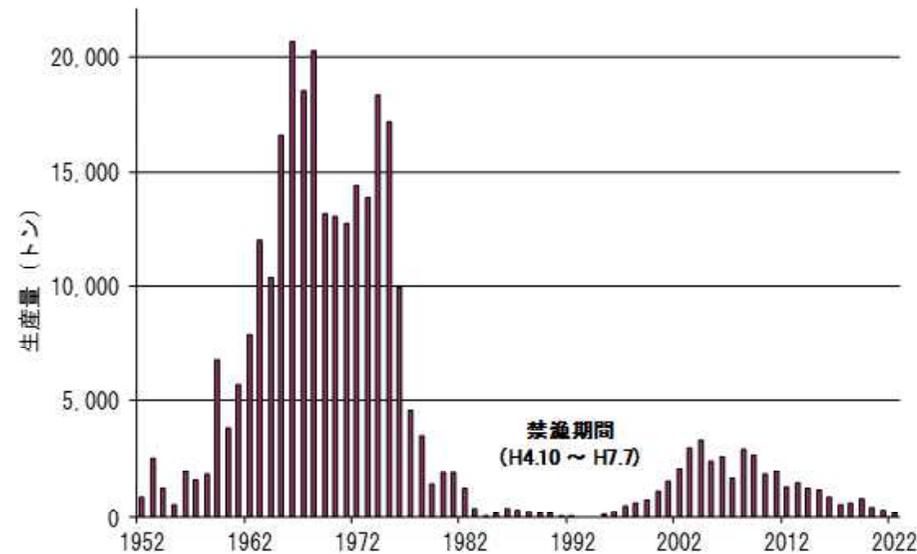
備考		採 択 年月日 不採択	令和 年 月 日
----	--	-------------------	----------



## 【現 況】

### 1 ハタハタの漁獲量の推移について

禁漁明けの平成7年9月以降、平成16年漁期は3,000トンとピークに達した。その後は、減少傾向に転じ、平成28年漁期には1,000トンを下回り、令和6年漁期は15.7トン（令和7年1月31日現在）となった。



### 2 ハタハタに関する予算と人員について

#### (1) ハタハタに関する調査及び資源対策等について

ハタハタに関する調査については、記録で確認できるものでは大正2年から水産振興センターの前身である水産試験場で継続して実施しており、現在は「ハタハタ等重要魚種の漁場予測技術の開発」及び「我が国周辺水産資源調査」を試験研究課題としている。

#### (調査内容)

- ・ 漁業調査指導船「千秋丸」による資源量調査（秋田県沖合域で月10回程度実施）
- ・ 海洋環境観測（7, 8, 12及び1月を除く月1回秋田県沖合13定点で実施）
- ・ 産卵場調査（12月に県内6地区12定点で実施）
- ・ ICT技術を活用した海況情報等収集調査（民間漁船20隻に情報端末を設置し、出漁した場合はデータを取得）

資源対策については、平成27年度より「秋田のハタハタ漁業振興事業」を実施し、陸上に打ち上げられた卵等を活用したふ化放流を支援しているほか、ハタハタに関連した漁業調整や漁業取締活動も随時実施している。

(2) 予算について

令和6年度当初予算におけるハタハタ関連予算は、計3,400万円を計上している。

(主な予算内容)

- ・海洋調査 約1,100万円
- ・漁場予測技術開発 約400万円
- ・ふ化放流の資源対策 約400万円
- ・漁業調整・取締活動等 約1,500万円

(3) 人員について

水産振興センター資源部14名（「千秋丸」乗組員8名も含む）、水産漁港課漁業管理チーム12名（漁業取締船「くぼた」乗組員5名も含む）計26名がハタハタに関連する業務を担当している。

備考		採 択 年月日 不採択	令和 年 月 日
----	--	-------------------	----------



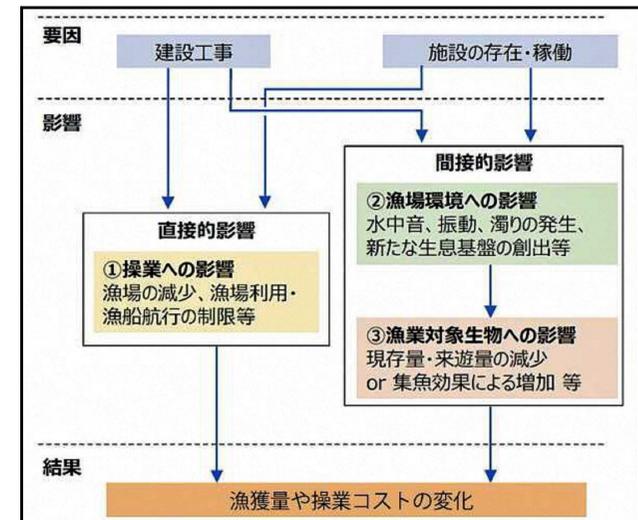
**【現 況】**

**1 洋上風力発電事業と漁業との共生**

- 洋上風力発電事業の実施に当たっては、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づいて漁業者を含む関係者等により促進区域ごとに設置される協議会が意見を取りまとめる。
- 取りまとめられた意見は、事業者選定のために国が作成する「公募占用指針」において、尊重して事業を実施することが求められており、公募参加者は当該指針を踏まえて「公募占用計画」を提出している。
- 秋田県沖の4つの促進区域においては、いずれも協議会の意見取りまとめに、漁業影響調査の実施と、ハタハタの産卵場所とされている水深10m以浅の海域には洋上風力発電設備等を設置しないことが明記されている。

**2 漁業影響調査の内容**

- 漁業影響調査の手法等は、各海域ごとの協議会や必要に応じて設置される実務者会議等において、関係漁業者や学識経験者を交え、想定される直接・間接的な影響を基に検討が行われている。
- 秋田県沖の4海域とも、人為的な影響と自然要因による変動とを判別できるように調査海域及び調査時期を設定するとともに、ハタハタ等の出現時期が限定される種の動向も適確に捉えられるよう調査頻度を設定している。
  - ・調査海域：事業区域外も含め実施
  - ・調査時期：建設工事開始2年前から運転開始後にかけて実施
- 特にハタハタについては、いずれの海域においても主な対象種として位置づけ、漁獲調査、産卵調査、稚魚調査を実施することになっている。



洋上風力発電の建設や稼働で想定される漁業影響の発生要因と影響の関係

備考		採 択 年月日 不採択	令和 年 月 日
----	--	-------------------	----------